

○大府市福祉タクシー等料金助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、心身障がい者のタクシーの利用に対し、その料金の一部を助成することにより、社会参加を促すとともに、その世帯の経済的負担の軽減を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的として実施する大府市福祉タクシー等料金助成事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 福祉タクシー料金の助成の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「住民登録者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第177条の17に規定する自動車税の減免又は第463条の23に規定する軽自動車税の減免を受けた者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護医療院に入所し、若しくは治療を目的とする医療施設に入院している者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別が1級又は2級に該当するもの（以下「重度障害者」という。）。ただし、次項第1号又は第2号に該当する者を除く。
- (2) 愛知県知事が発行する療育手帳の交付を受けている者で、その判定区分がAのもの
- (3) 前2号のほか、市長が特に必要と認める者

2 リフト付福祉タクシー料金の助成の対象となる者は、前項に該当しない住民登録者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。この場合においては、前項各号列記以外の部分中ただし書の規定を準用する。

- (1) 常時^が臥床又はこれに準ずる状態にある重度障がい者
- (2) 車椅子を使用している重度障がい者で、リフト付福祉タクシーを利用することが適当と認められるもの
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定を受けた者のうち要介護3、要介護4又は要介護5とされたもの

(申請)

第3条 福祉タクシー料金又はリフト付福祉タクシー料金の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉タクシー等料金助成券・タクシー料金助成券交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者にあつては、当該身体障害者手帳又は療育手帳を、前条第2項第3号に該当する者にあつては、介護保険証を提示しなければならない。

2 前項の規定は、この要綱の規定により福祉タクシー料金助成券の交付を受けている者で年度途中において前条第2項の規定に該当することとなったものが、リフト付福祉タクシー料金の助成を受けようとする場合について準用する。この場合において、前項中「福祉タクシー等料金助成券・タクシー料金助成券交付申請書（第1号様式）」とあるの

は、「福祉タクシー等料金助成券切替申請書（第２号様式）」と読み替えるものとする。

- ３ 第１項の規定は、大府市タクシー料金助成事業実施要綱の規定によりタクシー料金助成券の交付を受けている者で年度途中において前条第２項の規定に該当することとなったものが、リフト付福祉タクシー料金の助成を受けようとする場合について準用する。この場合において、前項中「福祉タクシー等料金助成券・タクシー料金助成券交付申請書（第１号様式）」とあるのは、「タクシー料金助成券切替申請書（第２号様式の２）」と読み替えるものとする。

- ４ 前２項の規定による申請をする場合においては、現に交付を受けている福祉タクシー料金助成券又はタクシー料金助成券の未使用分を申請書に添付しなければならない。

（交付）

第４条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大府市福祉タクシー料金助成券（第３号様式）又は大府市リフト付福祉タクシー料金助成券（第４号様式）（以下これらを「助成券」という。）の交付を決定し、その旨を申請者に通知するとともに、助成券を交付するものとする。

- ２ 助成券の１年度当たりの交付枚数は、次の各号に掲げる助成券の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、年度途中での申請における交付枚数は、第１号に規定する助成券及び第２号に規定する助成券にあつては当該年度の残りの月数（当該申請をした月を含む。以下同じ。）に２を乗じて得た枚数とし、第３号に規定する助成券にあつては当該年度の残りの月数を交付枚数とする。

（１）福祉タクシー料金助成券 ２４枚

（２）リフト付福祉タクシー助成券（第２条第２項第３号に該当する者） ２４枚

（３）リフト付福祉タクシー助成券（前号に該当しない者） １２枚

- ３ 前項の規定にかかわらず、前条第２項又は第３項の規定による申請の場合にあつては、同条第４項の規定により申請書に添付された未使用分の福祉タクシー料金助成券又はタクシー料金助成券の枚数に２分の１を乗じて得た枚数（１枚未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、第２条第２項第３号に該当する場合は、未使用分の枚数と同数とする。

（助成額）

第５条 福祉タクシー料金の助成額は、利用１回につき初乗料金に相当する額とする。

- ２ リフト付福祉タクシー料金の助成額は、利用１回につき３，３００円とする。ただし、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていない者で、第２条第２項第３号に該当するものの助成額は、３，６７０円とする。

（利用できるタクシー）

第６条 第４条の規定により助成券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が助成券を利用して乗車することのできるタクシーは、市長の指定するタクシー業者のものとする。

（タクシー利用方法）

第７条 受給者は、前条に規定するタクシーを利用するときは、助成券を運転手に渡すものとする。この場合において、身体障害者手帳、療育手帳又は介護保険証の交付を受けている者は、提示しなければならない。

(助成方法)

第8条 タクシー料金の助成は、第6条に規定するタクシー業者が受給者から受け取った助成券を添えて市長に請求書を提出した場合に、当該業者に対して第5条に規定する助成額を支払うことにより行う。

(紛失等の届出)

第9条 受給者は、助成券を紛失し、破損し、又は汚損したときは、福祉タクシー等料金助成券再発行届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出が破損又は汚損の場合は、受給者は、破損し、又は汚損した助成券を添えなければならない。

3 前項の規定により添付された助成券が、未使用分のものと確認できる場合は、市長は、当該破損し、又は汚損した助成券と同じ枚数の助成券を再発行することができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 受給者は、助成券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成券の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成券の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 第2条に規定する条件に該当しなくなったとき、又は受給者が死亡したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成券の利用に関して不正の行為があったとき。
- (4) 年度末において、利用しなかった助成券があるとき。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。